

# 鳥獣被害対策の充実について

## 1．提案

鳥獣被害緊急対策事業の実施にあたっては、市町の被害防止計画に基づく取り組みが緊急かつ確実に実施できるよう、平成 22 年度において未執行状態にある対象事業を採択されたい。

鳥獣被害防止総合対策交付金については、将来にわたっての支援制度として位置づけ、平成 24 年度以降の継続と所要の予算を確保されたい。また、都道府県への配分基準の設定については、集落ぐるみによる対策の実施状況に配慮するなど、地方の意見を反映されたい。

森林に対するニホンジカ等の剥皮被害対策について、定額による実施が可能な支援を平成 24 年度以降も継続されたい。

## 2．現状と課題

平成 21 年度の本県における野生鳥獣類による農作物被害金額は前年度の約 2 倍に増加しており、本県の農村振興を図る上での大きな課題となっている。

県下 19 市町のうち、既に 14 市町では被害防止計画に基づく取り組みを進めている他、平成 22 年度内には新たに 2 市で被害防止計画を策定し、平成 23 年度から対策に取り組む予定である。

平成 22 年度の鳥獣被害防止総合対策交付金の交付額が要望を大幅に下回った結果、事業規模の縮小や中止が余儀なくされており、被害の拡大が見られる。

森林におけるニホンジカ等の剥皮被害は、平成 21 年度には 232ha であり、平成元年度の 77 倍と激増し、森林整備の意欲低下が懸念される。

## 3．本県の取組状況

本県では、農地管理（防護柵整備、エサ場価値の低減等）、生息地管理（緩衝帯の整備等）、個体数管理（捕獲）を組み合わせた総合対策が集落等のまとまりをもった単位で実施されるよう、市町の被害防止計画に基づく取り組みと連携しながら被害対策を推進している。

森林における剥皮被害対策については、森林病虫害等防除事業・補助造林事業および、定額での事業実施が可能な森林整備加速化林業再生基金事業等により行っている。

（農林水産省）

( 提案の概要 )

( 滋賀県での野生鳥獣による農作物被害の現状 )

- 滋賀県内 19 市町中 18 市町で被害があり、1,745 の農業集落のうち、約 500 集落で農作物被害が発生
- 被害額は平成 20 年度の約 175 百万円から平成 21 年度は約 355 百万円と約 2 倍に増加
- 営農意欲の低下や耕作放棄地が増加している

	平成 20 年度(A)	平成 21 年度(B)	増加率(B)/(A)
被害面積 ( ha )	390	596	1.5 倍
被害金額 ( 百万円 )	175	355	2.0 倍
被害集落数	417	507	1.2 倍

( 平成 22 年度の交付金事業の状況 )

滋賀県における交付金要望額と交付決定額

( 単位 : 千円 )

事業区分	事業実施市町数	要望額(A)	交付決定額(B)	配分(B)/(A)
推進事業(ソフト)	14 ( 13 協議会 )	23,700	15,596	65.8%
整備事業(ハード)	11	174,763	8,311	4.8%

( 市町の対応と発生した課題 )

市町の対応

	推進事業	整備事業	
	縮小	大幅な縮小	中止
市町数	14 (13 協議会)	10	1

発生した課題

- 被害防止計画に基づき 3 力年計画で防護柵の設置等を進める市町の事業推進に支障を来すことになり、十分な事業効果を発揮できない。

滋賀県における集落ぐるみによる被害対策の実施状況

年 度	集落数
~ H19	16
H20	34
H21	66
H22	100

(H22 は見込数)

平成 22 年度事業費の積み残し + 平成 23 年度計画分

( 提案要旨 )

鳥獣被害緊急対策事業に対しては、平成 22 年度の積み残し対象事業を優先的に支援すること。

平成 24 年度以降も万全の支援措置を講ずること

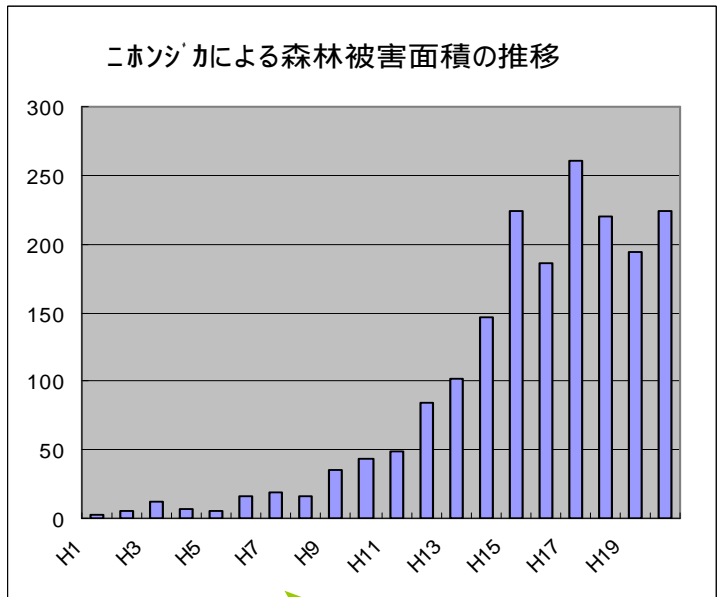
被害防止計画に基づく対策の確実な実施

( 提案の概要 )

( 滋賀県でのニホンジカによる森林被害の現状 )

ニホンジカ等の食害対策の推移

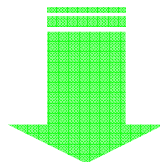
年度	事業費 千円	事業量 ha
14	150,910	1,155
15	179,046	1,136
16	250,752	1,508
17	210,533	1,141
18	175,023	1,074
19	266,196	1,512
20	189,981	1,108
21	159,231	1,301



経営を圧迫する負担  
森林整備の意欲低下

激増する被害

被害面積の増加に応じた  
対策が必要



定額による事業実施が可能な支援の平成 24 年度以降の継続